

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第一号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年広島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号以下「法」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）の施行並びに広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号。以下「手数料条例」という。）第四条の規定に基づく免除に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条（所管行政庁が必要と認める図書）</p> <p>（略）</p> | <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号以下「法」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）の施行並びに広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号。以下「手数料条例」という。）第四条の規定に基づく免除並びに手数料条例別表長期優良住宅の普及の促進に關する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項の規定により適合審査を行う者に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条（所管行政庁が必要と認める図書）</p> <p>（略）</p> <p>一 申請に係る法第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）が法第六条第一項各号（第三号を除く。）の基準に適合していることについて第六条に定める者の審査（以下「適合審査」という。）を受けた場合にあつては、当該者が交付する適合証</p> <p>二 申請に係る長期優良住宅建築等計画が登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第五条第一項に規定する住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）の住宅性能評価（同項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）を受けた場合（適合審査を受けた場合を除く。）にあつては、当該住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書（同項に規定する住宅性能評価書をいう。以下同じ。）の写し及び当該長期優良住宅建築等計画が別表上欄に掲げる区分に心じ、同表下欄に定める</p> |

- 一 登録住宅型式性能認定等機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第四十四条第三項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。）が行う住宅型式性能認定（品確法第三十一条第一項に規定する住宅型式性能認定をいい、登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号。以下「品確法施行規則」という。）第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し（品確法第六条の二第五項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）を添付しない場合に限る。）
- 二 住宅である認証型式住宅部分等（品確法第四十条第一項に規定する認証型式住宅部分等をいう。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、型式住宅部分等製造者認証書（品確法施行規則第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認定書をいう。以下同じ。）の写し（確認書等を添付しない場合に限る。）
- 三 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）第三に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（確認書等を添付しない場合に限る。）（この場合において、登録試験機関（品確法第五十九条第一項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。）が行う特別評価方法認定（品確法第五十八条第一項に規定する特別評価方法認定をいう。）のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）

- 三 登録住宅型式性能認定等機関（品確法第四十四条第三項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。）が行う住宅型式性能認定（品確法第三十一条第一項に規定する住宅型式性能認定をいい、登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号。以下「品確法施行規則」という。）第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し

- 四 住宅である認証型式住宅部分等（品確法第四十条第一項に規定する認証型式住宅部分等をいう。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、型式住宅部分等製造者認証書（品確法施行規則第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認定書をいう。以下同じ。）の写し
- 五 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第三に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、登録試験機関（品確法第五十九条第一項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。）が行う特別評価方法認定（品確法第五十八条第一項に規定する特別評価方法認定をいう。）のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）

四 住宅が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等（以下「地区計画等」という。）又は景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）に適合する旨の証明書の写し又はこれらに適合していることを証する書類及び第五条第三号イからホまでに掲げる区域外又は地区外に住宅を建築するか否かについて確認できる書類

五 (略)

六 住宅が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等（以下「地区計画等」という。）又は景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）に適合する旨の証明書の写し又はこれらに適合していることを証する書類及び第四条第三号イからホまでに掲げる区域外又は地区外に住宅を建築するか否かについて確認できる書類

七 (略)

第三条 (所管行政庁が不要と認める図書)
第一 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る法第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請（以下「長期優良住宅建築等計画の認定の申請」という。）のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（品確法第五条第一項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの、登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書の写しを添えたものにあつては長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

二 (略)

二 (略)

(容積率の特例に係る許可の申請書の添付図書等)
第四条 省令第十八条第一項に規定する規則で定める図書又は書面は、別表に掲げる図書及び申請を必要とする理由書とする。
2 知事は、法第十八条第一項の許可を申請する者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める図書又は書面の提出を求めることができる。

第五条 (略)

第四条 (略)

(自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮)
第六条 法第六条第一項第四号に規定する自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであることの基準は、次のとおりとする。
一 住宅は、次に掲げる区域外に建築すること。ただし、当該区域の指定が解除される

ことが決定している場合、短期間のうちに当該区域の指定が解除されることが確実と見込まれる場合又は長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると知事が認める場合は、この限りでない。

イ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域

ロ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（第二条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十九条第一項に規定する災害危険区域（前号イからハまでに掲げる区域のいづれかに該当する区域を除く。）内に住宅を建築する場合にあっては、災害防止上必要な建築物の建築に関する制限に適合するもの。

（手数料の免除）

第七条 知事は、手数料条例第四条の規定により、省令第七条第一号から第三号までに掲げる予定時期の変更で、その期間が六月を超えるものの法第六条第一項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請を法第八条第一項の規定により行う場合であつて、他に変更のないものにおける手数料条例別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項に規定する長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料を免除する。

（手数料の免除）

第五条 知事は、手数料条例第四条の規定により、省令第七条第一号及び第二号に掲げる予定時期の変更で、その期間が六月を超えるものの法第六条第一項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請を法第八条第一項の規定により行う場合であつて、他に変更のないものにおける手数料条例別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項に規定する長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料を免除する。

（適合審査を行う者）

第六条 手数料条例別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項に規定する規則で定める者は、登録住宅性能評価機関とする。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
|-------|--|
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における申請に係る住宅と当該住宅以外の建築物の位置、申請に係る住宅と当該住宅以外の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員 |

| | |
|----------|---|
| 敷地等断面図 | 縮尺、敷地境界線の位置、申請に係る住宅と当該住宅以外の建築物の位置、敷地の地盤と道路及び隣接地との高低差並びに敷地内又は敷地の隣接地に崖がある場合にあつては、崖の高さ、崖の勾配、土質、擁壁の有無、擁壁の構造及び敷地内の排水計画 |
| 各階平面図 | 縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置 |
| 二面以上の立面図 | 縮尺及び開口部の位置 |
| 二面以上の断面図 | 縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び申請に係る住宅の高さ |

附 則

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。